

釧路市学習者用タブレット端末家庭活用ガイドライン

令和3年5月27日釧路市教育委員会策定

1 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備されたタブレット端末を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、タブレット端末と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

3 物品における注意事項

(1) タブレット端末

本市においては Chromebook を児童生徒に対して一人一台貸与しており、ログインにあたっては、専用の Google アカウントとパスワードを使用する。

(2) 回線（無線 Wi-Fi 等インターネット環境）

- ・家庭の無線 Wi-Fi 環境への接続は、保護者が行うこと。
- ・インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については、保護者負担とすること。
- ・無線 Wi-Fi 等の環境がない家庭においてインターネット接続を行う場合については、児童館や公共施設（学校も含む）等を活用すること。

4 利用における注意事項

各家庭においては、以下を遵守すること。

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) 端末の近くでの飲食は禁止とする。（端末を机上においたままその机で食事するなど）
- (4) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (5) 端末は、自宅で充電を行うこと。
- (6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
 - ・端末に不具合が生じた場合、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
 - ・端末の紛失または破損させた場合は速やかに学校へ連絡し、その後「学習用タブレット端末紛失・破損届」を学校へ提出すること。
 - ・破損した際の修理手配は学校を通じて行うので、個人では行わないこと。
 - ・破損した際の修理費用の支払いは原則として学校もしくは教育委員会で行うが、借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障などが発生した際には、借用者が実費を弁済すること。
 - ・盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受けること。
- (7) USB メモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用を禁止する。
- (8) GooglePlay や Android アプリなど教育の目的以外の利用を禁止する。
 - ・教育の目的以外で使用し発生した費用などは借用者にて負担すること。
- (9) 学習に関係のないサイトへの閲覧・利用、写真・動画の配信は禁止する。
- (10) 学校などへのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用ハッキング行為他人への誹謗中傷などは禁止する。
- (11) 学校が端末持ち帰りの停止を行った際には、速やかに学校へ返却すること。

5 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定する。